第６期推進会議からの提言内容について（案）

資料３

Ⅲ　条例の適切な運用に係る検証方法の整備・構築について（提言）

「指標及び報告事項」の課題を踏まえ、私たちは、今後の「条例の適切な運用に係る検証方法の整備・構築について」次のとおり提言します。

推進会議は、条例の実効性を確保し、条例が目的とする「住みよい自治のまちの実現」に向けて、条例の適切な運用について確認するため、その核となる自治の基本原則（参加・協働・情報共有）について、次の新たな枠組みによる検証を行うことが妥当と思料します。

新たな検証の枠組み

１　条例の運用に関する指標による検証【現検証方法の見直し】

自治の基本原則として掲げる「参加」「協働」「情報共有」について、条例に規定される事項、又はそれに準ずる事項に関する指標を通じ、条例が適切に運用、遵守されているか、自治のまちづくりを脅かすリスクがないか、検証する。

指標は、第４期推進会議が作成した「越谷市自治基本条例の運用状況を確認するための指標及び報告事項」をベースに絞り込み、整理したもの（別紙）を用いる。

２　事業等のプロセスによる検証【新設】

市が策定した計画、実施した事業から新しいものや比較的予算額の大きいものを選定し、その過程において自治基本条例の理念や規定が遵守、運用されていたか検証する。

この検証作業は、副次的効果として、市の職員が計画策定や事業実施において常に自治基本条例を意識することや、市民参加の機会増加及び協働事業の増加に資することが期待できる。

〔検証対象〕

下記に該当する案件から２～３件を選定し、検証対象とする。

・新たに策定された計画
・新規事業
・比較的大きな予算が伴った事業

〔検証方法〕

計画策定又は事業実施のプロセスにおいて、自治基本条例に規定する「自治の基本３原則」をはじめとする条例の内容が反映、遵守されているかを、質疑等を交えながら調査・審議を行う。

別紙：条例の運用に関する指標

	分野	関係条文	指標
1	参加	（市政運営の原則） 18条(2)　市長等は、多様な市民の要望を把握し、行政サービスの向上につなげ、市民福祉の増進に努めます。	市長とふれあいミーティング開催数
2			市長とふれあいミーティング参加者数
3			市政に対する意見・要望数
4		（審議会等への参加） 24条(1)　市長等は、審議会等に、公募の委員を加えるよう努めます。	公募を実施している審議会数
5		（審議会等への参加） 24条(2)　市長等は、前項の公募を行うにあたっては、参加しやすい環境の整備に努めます。	会議等が公開とされた審議会等の数
6			審議会等の傍聴者数
7			審議会等における女性委員の割合
8		（意見公募手続） 26条(1)　市長等は、「基本構想」をはじめとする重要な計画等の策定にあたっては、あらかじめ計画案等を公表したうえで、市民から意見を募る手続きを行います。	パブリックコメントの実施数
9			パブリックコメントへの意見件数
10	協働	（地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働と活動への支援） 25条(1)　市長等は、地域コミュニティ組織や市民活動団体との協働によるまちづくりを推進します。	男女共同参画支援センター登録団体数
11			NPO法人数
12			市民活動支援センター登録団体数
13			自治会加入世帯数（加入率）
14		（地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働と活動への支援） 25条(2)　市長等は、地域コミュニティ組織や市民活動団体の主体的な公共分野での活動に対し、その活動促進のための支援に努めます。	地区まちづくり助成金活用事業数
15			男女共同参画支援センター実施事業数・参加者数
16			NPO委託事業、共催事業数
17			市民活動支援センター実施事業数・参加者数
18			越谷しらこばと基金助成事業数
19	情報共有	（市政運営の原則） 18条(3)　市長等は、市政に関する情報を市民に提供するにあたっては、情報を市民に分かりやすく、広くいきわたるよう努めます。	広報紙のわかりやすさ
20			ホームページアクセス件数
21			テレビ広報番組放送視聴率
22			cityメール配信件数
23			cityメール登録者数

参考	自治基本条例の認知

資料３　P2　条例の運用に関する指標について

≪見直しの考え方≫

基本	第２回推進会議の決定に従い、現行指標の絞り込み（整理）をおこなう
分野の構成	現）５分野：「包括」・「参加」・「協働」・「情報共有」・「市政運営」 ↓ 新）３分野：自治の基本原則である「参加」・「協働」・「情報共有」 ※１．「包括指標　自治基本条例の認知」⇒参考指標に 認知度は、条例の運用ではなく、普及に関する情報であるため。 また、会議で「参加や協働を進めることが大事であり、認知度が目標ではないのでは」との意見もあったため。 ※２．「市政運営」分野　⇒廃止 条例中、“市政運営の原則”は第１８条に規定されているが、現指標の「市政運営」分野には第１８条に関連する指標がないため。 なお、現指標の「参加」「情報共有」分野には第１８条に関連した指標があるが、これらは引き続き「参加」「情報共有」の指標として継続する。
指標	「参加」「協働」「情報共有」に、直接的に関連する条文を整理し、関係性が深い指標を抽出する。（他の法令・計画・審議会等に関連する指標は対象外とする。） 【抽出する指標】 ①第６章参加と協働（第２３条～２７条）に関係する指標 ②第１８条市政運営の原則のうち、参加（第２項）、情報共有（第３項）に関係する指標 「参加」…第１８条第２項、第２４条、第２６条 「協働」…第２５条 「情報共有」…第１８条第３項

≪見直しの結果≫

現）５分野・６０指標　　⇒　　新）３分野・２３指標

参加	９指標
協働	９指標
情報共有	５指標